

～ 桑名市建築開発関係手数料条例 別表第3 関係【低炭素建築物新築等計画認定申請手数料】～

I. 手数料の額

(1) 住宅の場合【手数料①～③】

建築物の戸数／床面積		1件当たりの手数料額（円）			
		市長が定めた機関の事前審査を経る場合その他市長が別に定める場合	行政庁へ直接申請する場合		
			標準的な評価法	簡易な評価法	
一戸建ての住宅【手数料①】		5,000(変更 3,000)	36,800 (変更 18,900)		
共同住宅等	住戸部分【手数料②】 (1棟の総戸数)	～ 5戸	10,100(変更 6,000)	74,500 (変更 38,200)	35,300 (変更 18,600)
		～ 10戸	17,300(変更 10,400)	104,800 (変更 54,100)	51,200 (変更 23,700)
		～ 25戸	28,900(変更 17,300)	147,500 (変更 76,600)	73,600 (変更 39,600)
		～ 50戸	48,400(変更 29,000)	211,900 (変更 110,800)	111,100 (変更 60,400)
		～100戸	86,800(変更 52,000)	303,800 (変更 160,500)	168,100 (変更 92,700)
		～200戸	137,400(変更 82,400)	411,500 (変更 219,500)	239,500 (変更 133,500)
		～300戸	173,600(変更 104,100)	539,600 (変更 287,100)	309,500 (変更 172,100)
		301戸～	185,100(変更 111,100)	633,600 (変更 335,300)	352,100 (変更 176,000)
	共用部分【手数料③】 (共用部分の床面積)	～ 300㎡	10,100(変更 6,000)	117,900 (変更 59,900)	共用部分は標準的な評価方法による金額で算定
		～ 1,000㎡	18,400(変更 11,000)	155,500 (変更 79,500)	
		～ 2,000㎡	28,900(変更 17,300)	194,500 (変更 100,100)	
		～ 5,000㎡	86,800(変更 52,000)	303,000 (変更 160,200)	
		～10,000㎡	137,400(変更 82,400)	389,100 (変更 208,300)	
		～25,000㎡	173,600(変更 104,100)	465,100 (変更 249,900)	
25,000㎡超	217,000(変更 130,200)	541,700 (変更 292,500)			

(2) 非住宅建築物の場合【手数料④】

建築物の床面積	1件当たりの手数料額(円)		
	市長が定めた機関の事前審査を経る場合	行政庁へ直接申請する場合	
		標準的な評価法	簡易な評価法
～ 300㎡	10,100(変更 6,000)	256,700(変更 129,400)	93,800(変更 47,900)
～ 1,000㎡	18,400(変更 11,000)	321,600(変更 162,600)	124,900(変更 64,300)
～ 2,000㎡	28,900(変更 17,300)	415,200(変更 210,600)	157,300(変更 81,500)
～ 5,000㎡	86,800(変更 52,000)	592,600(変更 305,300)	254,700(変更 136,000)
～10,000㎡	137,400(変更 82,400)	730,000(変更 379,300)	332,600(変更 180,000)
～25,000㎡	173,600(変更 104,100)	862,900(変更 449,600)	399,800(変更 217,200)
25,000㎡超	217,000(変更 130,200)	984,500(変更 514,900)	469,000(変更 256,100)

II. 申請ケース別 手数料額の算定方法

※【手数料①～④】は、「I. 手数料の設定額表」に示す金額とする。

ケース名	申請部分	手数料額の算定方法
◆「一戸建ての住宅」の場合		
ケース[A]	建築物全体	【手数料①】
◆「共同住宅等」の場合		
ケース[B]	建築物全体	【手数料②】 + 【手数料③】
◆「非住宅建築物」の場合		
ケース[C]	建築物全体	【手数料④】
◆「複合建築物(住宅+非住宅)」の場合		
ケース[D-1]	建築物全体	(【手数料①】又は【手数料②】) + 【手数料③】 + 【手数料④】
ケース[D-2]	非住宅部分	【手数料④】
ケース[D-3]	住宅部分	(【手数料①】又は【手数料②】) + 【手数料③】

- ※【手数料②】:「総戸数」に応じた区分で算定
- ※【手数料③】:「共同住宅等の共用部分の床面積」に応じた区分で算定
- ※【手数料④】:「非住宅部分の床面積」に応じた区分で算定

III. その他(用語の定義等)

1. 用語の定義

- (1)「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (2)「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (3)「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- (4)「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

2. 認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合

申請者が低炭素建築物新築等計画認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料を加算し徴収します。

**※手数料の払い込みについて(お知らせ)**

- 手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
  - 桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前9時から午後3時迄です。
- 【問い合わせ先】桑名市 都市整備部 都市整備課 建築審査室 (TEL: 0594-24-1218)